

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
建設機械の電動化促進事業)

公募要領Q&A

令和6年度

問い 当該補助金の対象となる機械は限定されていますか

- ・建設機械としては、国土交通省が認定したGX建設機械が対象となります。
- ・充電設備としては、認定されたGX建設機械の製造会社が、当該機械用に認めた可搬式の充電設備が対象となります。なお、充電設備のみの調達は補助の対象外です。
- ・補助対象となる建設機械稼働時にCO2を無排出で運用できることが条件です。
- ・未使用の建設機械、充電設備が対象となります。
- ・販売を目的とする購入は対象外です。

(ホームページのGX建設機械認定制度型式一覧表で最新情報を確認して下さい。)

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html)

- ① 販売促進活動に使用する建設機械(展示・試乗車等)は対象外です。
- ② 販売促進活動に使用しない場合であっても、以下の2つの条件を共に満たすことが必要です。
 - 当該建設機械(今回購入し補助金申請した建設機械)の登録日前1年以内に同種の建設機械を販売していないこと。
 - 当該建設機械(今回購入し補助金申請した建設機械)の登録日後1年以内に同種の建設機械を販売しないこと。

問い 補助金応募はだれが行いますか

- ・手続き代行者を通じて申請していただくことを原則としています。
手続き代行者は補助対象建設機械の販売事業者又は製造事業者(製造事業者が海外法人の場合は、当該補助事業者の委託を受けた輸入事業者)です。
- ・リース事業者、レンタル事業者その他協会が認める者は自ら公募申請することもできます。

問い GX建機の使用者・購入者の申請は不可ですか

- ・今回の補助事業では、申請者の負担軽減の為、代行者による申請が原則です。
しかし、GX建機の使用者・購入者の申請を不可とするものではありません。

問い 建設機械の販売店等による代行申請は、必須ですか 協会の団体会員や支部会員においても販売店が実施しなければなりませんか

- ・今回の事業においては「原則」としております。協会の会員であるかについての違いはありません。
- ・ファイナンス・リースの場合直接申請が可能です。

問い 建設機械の販売業者は全て補助金応募はできませんか

- ・補助金においては、次のA、Bの両方に該当すれば「建設機械販売業者」とみなしませ

ん。

A 直近の会計年度における総売上に占める建設機械販売(未使用の建設機械販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合

B 直近の会計年度において年間の未使用の建設機械販売台数が20台以下である場合

問い 審査～採択通知～交付申請～交付決定の流れほどのタイミングで何回くらい予定しているのでしょうか？この期間はどれくらいを見込んでいるのでしょうか？

・今回は、審査を2回に分けて行う予定です。(応募状況により変更の可能性があります。)

第1回:審査(8月下旬)、採択通知(8月下旬～9月上旬)、交付申請(8月下旬～9月上旬)、
交付決定(9月上旬～9月中旬)

第2回:審査(10月中旬)、採択通知(10月下旬～11月上旬)、交付申請(10月下旬～11月上旬)、
交付決定(11月上旬～11月中旬)

問い 申請にはどのような書類が必要ですか

・全ての契約形態に共通に必要な書類は以下のとおりです

(1) 公募申請書(様式16)・別紙1・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル・別紙2・
別紙2明細(様式17)

(2) 組織概要

(3) 経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書

(申請時に法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)

(4) 定款若しくは登記事項証明書(発行から3カ月以内のもの)

(個人事業主の場合は、確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。)

(申請者が複数の申請を行う場合には(2)(3)(4)については、年月日付申請書〇〇号に添付と記載すれば2件目以降は添付不要です)

(5) 購入価格にオプション等補助対象外費用が含まれている場合は購入価格の明細表

(6) 販売会社の見積書(補助対象建設機械購入時の本体価格の他に、同規格の標準機械(従来機械)の見積価格が必要) 支払い条件および納期記載要

問い 提出する見積書の注意点はありますか

・補助事業に係る見積書は、公募申請の時点で有効期間内のものであり、補助対象GX建設機械等が容易に判明できる見積書の提出が必要です。

また、補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な経費としており、当該補助事業で

使用されたことを証明できるものに限られていますので、見積書を取得するに当たっては、補助事業分とオプション品等が明確に判別できる見積書の取得が必要です。

問い 補助対象建設機械(GX建設機械)および同規格の標準機械(従来機械)の見積書は、「公募申請の時点で有効期間内のもの」と上記に記載があるが、協会による審査・採択通知の期間も含むのであれば、有効期限の期間は、どの程度になりますか

・本事業に関して、協会による審査・採択通知の期間も含む期間が望ましいところです。9月末の応募期限の後審査終了が10月と仮定しますと、契約は、11月になる可能性があらうかと思えます。
可能であれば、見積書有効期限を11月末としてください。

問い 販売店の見積書に記載する納期は、申請者が販売店への注文をしてからの期間になりますか

・販売店の見積書に記載する納期は、申請者が販売店への注文をしてからの期間を記載してください。

問い 申請者の業態により必要な書類はありますか

・リース事業者の場合、補助金を用いて取得した機械について、補助金相当額がリース料に反映され、低減していることが分かる資料(リース契約書等)
・レンタル事業者の場合、補助金を用いて取得した機械について、補助金相当額がレンタル料に反映され、既に導入済みの電動建設機械に比べて低減されていることが分かる資料(契約書等)

問い 契約形態により追加が必要な書類はありますか

・リース契約、ファイナンス機能のみを活用した販売契約、クレジット契約では、各々以下の書類の追加が必要です。

(1)リース契約の場合に必要な書類

① リース契約書(4年以上の期間の契約を対象)の写し

(2)「ファイナンス機能のみを活用した販売契約」の場合に必要な書類

① 販売契約書の写し

② ファイナンス機能のみを活用した契約であることを記した書面及びその計算書の三者(販売店、ファイナンス会社、購入者)間の協会宛の確認書(原本)

ただし、販売契約の内容が、ファイナンス会社が販売店から購入する価格にファイナンス諸費用のみを加算している契約であることを示すこと。なお、上記2種の書類は一体化することも可能。

③ 販売契約においてファイナンス会社が所有権留保を行なう場合は、所有権留保に対応する一定の責任を負うことを内容とした、ファイナンス会社と申請者とで合意したことを示す、二者(ファイナンス会社と申請者)間の協会宛の確認書(原本)。なお、この書面についても、②の文書と一体化したのもも可能とする。

なお、同確認書には、「申請者に補助金交付規程第8条並びに14条に基づき補助金返還義務が生じた場合、申請者が協会からの返還請求額を返還できないときは、ファイナンス会社はその支払い義務を負う」ことを内容とする文言を盛りこむ。

(3) クレジット契約の場合に必要な書類

① クレジット販売契約書の写し

② クレジット販売契約において、ファイナンス会社が所有権留保を行なう場合は、所有権留保に対応する一定の責任をファイナンス会社が協会に対して負うことを内容として、ファイナンス会社と申請者とで合意したことを示す連名での協会宛の確認書(原本)

問い クレジット契約及びファイナンス機能のみ活用の販売契約の申請者はだれになりますか

1) クレジット契約及びファイナンス機能のみ活用の販売契約においても、直接購入と同様に最終的に所有する方が申請者になります。

2) 申請者は手続き代行者に対し、申請要件を満たすことを証する添付書類として、契約形態に対応した書類一式を提出してください。

問い 公募申請は複数台まとめて申請できますか

公募申請は、補助対象建設機械1台につき1式です。尚、充電設備は、建設機械と同時に申請してください。公募申請書の書式はホームページからダウンロードしてご使用ください。

問い 公募申請は郵送できますか

・申請は原則デジタル庁が提供するjGrants2.0でお願いいたします。持ち込みによる書類受付は行いません。

問い 公募申請の受信確認は可能ですか

・公募申請書に漏れがなく、添付書類が完備していることを確認した後に、申請書受付送付書を送付します。

なお、申請した情報は、jGrants2.0におけるマイページから確認いただけます。

問い 実施地域に含まれる都道府県はどこになりますか

・導入するGX建設機械の主な運用地域申請頂く都道府県は、下記の通り全国9地域とします。下のとおりです。

1. 北海道
2. 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
3. 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
4. 北陸（新潟県、富山県、石川県、）
5. 中部（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
6. 近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
7. 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
8. 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
9. 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）・沖縄県

問い 建設工事以外の使用目的は認められますか

・建設工事以外の利用についても対象となります。その場合には【 8.その他（具体的に記載）】に記載して申請してください。

問い 工種について、小規模とはどのぐらいの規模を想定していますか

・厳密な規模の設定はありません。なお、国土交通省の土木工事積算基準では土工の小規模（土砂）は一カ所当たりの施工土量が100㎡以下又は100㎡以上で現場が狭隘な場合とされています。

問い 脱炭素化計画【建設機械の電動化】では機械の増強などの計画のみが対象ですか

・この事業では、多様な現場におけるGX建設機械の利用モデルケースを形成することを目的としております。今後のGX建設機械導入に関する配備計画も内容として適切ですが、GX建設機械の特性を(CO2削減・低騒音)を生かせる、或いはその特性を踏まえた使用予定も対象となります。例(地下鉄・国立公園・学校・住宅街・病院・動物園の現場に用いる等)

問い 期限内に申請したものはすべて補助の対象になりますか

・期限内に申請を受理いたしましても補助の対象にならない、内容を確認して審査を行わない場合があります。

審査を行わない場合

補助対象の建設機械に適合しない

申請並びに補助金の応募申請できる者の要件を満たさない等

・補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によって不採択または補助額の減額とする場合もありますのでご了承ください。

・審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応いたしかねます。

問い 交付決定通知はいつありますか

・審査の結果、補助金が確定した申請者には採択通知を行います。

- ・審査内容は有識者による審査委員会によって承認いただいた後に採択通知となります。
- ・採択通知が届きましたら、交付申請書を提出してください。協会で内容の確認を行い、交付決定送付書を送付します。

問い メーカーの価格改定により、購入契約の金額が、公募申請時の見積金額と異なった場合、対処方法はどちらになりますか

- ・交付金額は、公募申請書に記載された申請額が対象となり交付決定通知をおこないます。購入契約の金額が、公募申請時の見積金額と異なった場合でも、交付決定通知書の金額が上限となります。
- なお、事業完了報告時には添付書類として契約の内訳書を求めており、見積もり内容と異なる場合、確認の上、補助額が減額となる場合があります。

問い 手形による購入は対象となりますか

- ・申請者が手形によって支払いを行う場合は対象外です。

問い 対象となるGX建設機械の納入時期に制限はありますか

- ・申請は、交付決定通知後に購入契約を行い、納入引渡しを受けるGX建設機械が対象となります。且つその納入期限としては、令和7年2月28日(金)までに納入引渡しを受けるものとさせていただきます。
- ・納入された補助対象機械については、協会担当者が現物の確認を行う予定です。

問い 交付決定が9月1日だとした場合、事業完了の令和7年2月末まで最長で6カ月しかありません。対象となるGX建機の納期がかなり厳しいと感じますがどのようにお考えでしょうか？

- ・GX建機の納期に時間を要することは承知しております。
- 今回の補助事業は、環境省の交付規定により公募による審査・採択後の決定通知・決定通知後の補助事業の開始が定められております。又補助対象を極力偏り無く採択したいと考えております。

問い 補助を受けたのち実績報告書はいつ提出する必要がありますか

- ・採択された補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第11による完了実績報告書を当協会あてに提出していただく必要があります。
- ・完了実績報告書には、下記の文書を添付してください。
 - ① 取得財産等管理台帳・取得財産等明細書の写し(様式 10)
 - ② 当該事業の注文書写し
 - ③ 販売会社発行の納品書写し

④ 補助対象建設機械の写真(協会より支給されたステッカーの貼付が確認できるもの)

※ステッカーの貼付は、補助対象建設機械の型式名の隣に貼付してください。

・補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出してください。

問い 補助金はいつ交付されますか

・協会は、完了実績報告書の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知します。

・補助事業者は、補助金交付額確定通知書受領後、様式第14による清算払請求書を協会に提出していただきますので、約1～2ヶ月で清算払請求書に記載された金融機関に振込みます。

問い 補助金の振り込み口座に制限はありますか

・振り込み先は申請者の口座に限ります。(家族名義の口座なども不可です。)

問い 補助金を用いて購入した建設機械は自由に手放せないのですか

- 1) 補助金の交付を受けた者は定められた期間取得財産を保有することが義務付けられています。(公募要領別表4関連)
- 2) 定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け(レンタル事業者を除く)、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む。)することをいう)しようとするときは、その処分の前に協会の承認を受けなければなりません。
- 3) 期限内に処分を行った場合は原則として、補助金を返還しなければなりません。
- 4) 3) において、協会が補助金の返還を求める場合は、「減価償却資産の償却方法」における「耐用年数、定率法」の考え方を準用し、計算します。
- 5) 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細書を備え、管理しなければなりません。(交付規程の様式10)
- 6) 補助金の交付を受けた者は、補助事業に関する証拠書類を補助対象完了(廃止の承認を受けた場合も含む)の属する年度の終了後5年間又は取得財産の処分制限期間が経過するまでの間のいずれか長い期間は保存しておかねばなりません。
- 7) 協会は、交付規程に基づいて、補助金交付業務の適正な運営のために申請者等に対して調査を行う場合があり、また、GX建設機械の普及に資するデータ等の提供を要請した場合には、調査へのご協力と、必要な場合にはデータの国及び協会(これらが指定する機関を含む。)への提供をお願いいたします。(交付規程第8条、第10条)

問い 取得財産の保有義務付け期間は何年ですか

建設機械の使用実態に即した事業によって異なります。

(例えば総合工事業では6年。林業では5年。解体業・廃棄物処理業・レンタル業保有機械は8年。)

問い 補助金は一定の金額が支払われるのですか

・補助金の額は、取組全体としての1件当たり限度額及び対象となるGX建設機械ごとの補助限度額が定められています。申請時に示される購入予定のGX建設機械等本体の購入価格等と、その型式毎該当するとして見積もられた標準機械価格を踏まえて算出した価格にたいし、当該限度額を比較し安価となる側を補助額とします。

・建設機械購入価格に値引きがある場合は、購入価格は値引き後の価格とします。建設機械本体の購入価格は、諸費用、消費税・地方消費税、を除く建設機械の本体価格です。メーカーから提示された標準オプション価格は含まれます。

・建設機械の購入に当たり下取りを出し、下取り額を控除した価額として代金を支払った場合には、下取り額を確証できる書類(契約書の明細等)を添付することにより、支払い価額に下取り額を加算した額を購入価格と認定します。

・補助金の交付額は算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

問い 補助対象経費の中に、補助事業者が自社製品を調達して搭載した経費が含む場合、経費計上の対応はどうなりますか

・補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費を含む場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、補助事業者が自社製品の調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者において製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

問い 補助金の申請金額の計算方法はどのようになっていますか

・補助金の額は、補助対象の機種・設備として購入する予定のGX建設機械等本体の購入価格等と、その型式毎に定められた標準価格及び基準価格を基礎として、以下の方法により計算します。

※標準価格

G X建設機械の適正な販売価格としてG X建設機械のメーカーが公表した価格

※基準価格

G X建設機械と同規格の標準機械(従来建設機械)の適正な販売価格としてG

X建設機械のメーカーが公表した価格

1) G X建設機械

GX建機認定制度で型式認定された機種

(GX建設機械本体の購入価格－同規格の標準機械(従来建設機械)の価格)
×補助率(2/3)

2) 充電設備

上記補助対象となるGX建設機械を充電するために、当該GX建設機械の製造事業者、輸入事業者等からの申請に基づき事前に協会で審査・承認された設備

充電設備の購入価格 ×補助率(1/2)

問い 申請金額に上限はありますか

・本事業においては、多様なモデルケースの把握を目的としていますので、補助金の上限金額として、600万円/件としております。

問い 申請は示された期限終了迄は受け付けますか

・申請書の提出期限は、令和6年9月30日(月)です。申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります

問い 申請は複数台まとめて申請できますか

・補助対象建設機械1台につき1枚の公募申請書の作成が必要です。

問い 補助金の申請に当たって、消費税の計算に注意事項はありますか

・交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出して下さい。

※補助金等に係る消費税の仕入控除とは

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者(免税事業者等)でない限り、課税対象消費税額(預かり消費税)から期間中に支払った消費税額(支払消費税)を消費税の確定申告により控除できる制度です。

交付規定4条2項

環境省所管の補助金等に係る事務処理手引(3)経理処理のポイント参照

問い 翌年以降も報告書を提出する必要はありますか

- ・月別のCO2削減実績については、当年度はGX建設機械を導入した当月より令和7年3月31日まで、更に翌年度(令和7年度)から3年間、令和9年度までの実績データを毎月当協会あてにメールにより提出していただく必要があります。(様式22)
- ・年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出してください。(交付規定様式15)

問い 代行申請者は、公募申請手続きのみで終了ですか

- ・本事業については、申請手続きは、jGrants2.0を利用させていただきます。
jGrants2.0は、本事業の交付申請書・完了実績報告書・精算払請求書・事業報告書の提出も可能ですので、jGrants2.0を利用した申請及び報告は、全て代行申請者に手続きを行っていただきます。
jGrants2.0が利用できない下記の報告は、申請者自身で直接協会宛にメールで行ってください。
 - ① 補助事業対象機械導入後の毎月の事業報告書(様式22)の提出
 - ② 令和7年～令和9年の事業報告書(交付規定様式15)の提出尚、申請手続きを代行申請される申請者は、本事業に関しては、GビジネスIDの取得は、不要となります。

問い 代理申請者による業務は、精算払請求書提出で終了、令和7年度以降の事業報告書提出等は、補助金を交付された申請者が実施するのですか

- ・代理申請者には年度終了実績報告書【様式第12】の提出までとご理解ください、令和7年度以降の事業報告書提出等は申請者が実施となります。

問い 補助事業に係わる資料等の保存義務は、代理申請者も含まれますか

- ・補助事業に係わる資料等の保存義務は申請者にあります。

問い 補助対象に充電設備の記載があるが認定された充電設備はありますか

- ・現時点において該当する充電設備はありません。

問い 補助対象となる充電設備は、工場などで設置される充電設備は対象になりますか

- ・今回補助の対象となる充電設備は、バッテリー式GX建機とともに運用場所に持ち込める可搬設備を想定しております。そのため固定的に運用される充電設備は対象外となります。

問い 充電設備は、協会で事前の審査・承認が行われるとのことですが、申請手順の詳細は別途公開されるのでしょうか。

・今回対象となる充電設備について、その該当有無も含みGX認定機メーカーにヒアリングしております。

問い 交付申請書様式1 別紙1 CO2削減効果の算定根拠に記載がある「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>はどこにありますか

・「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>のURLは下記の通りです。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

ガイドブック :D.輸送機器用

計算ファイル :D.輸送機器用

を使用してください。

問い 補助金の申請はjGrants2.0での申請という事ですがgBizIDプライムとgBizIDエントリーのどちらでも対象となるのでしょうか？

・jGrants2.0での申請においては、gBizIDプライムアカウントまたはgBizIDメンバーアカウントの取得が必要です。gBizIDエントリーアカウントでは、jGrants2.0はご利用いただけません。

問い リース会社も「手続き代行者」としての立場で相違ないでしょうか？

・リース会社も「手続き代行者」としての立場で公募申請可能です。
※リースは補助事業者でもあるが手続きも可能

問い リースを証明する書類は、写しで良いでしょうか、それとも原本が必要でしょうか？

・リースを証明する書類は、写しで構いません。

問い 「事業完了」の定義を教えてください(販売会社への物件代金支払い完了は含まれるのでしょうか)？

・「事業完了」の定義について、販売会社への物件代金支払い完了をされても、「事業完了」としません。

本事業では現物の納品と現場での稼働を重視しています。

物件使用者に提供し、その稼働をもって完了実績報告書を提出いただき「事業完了」となります。

(但し納入から30日経過、又は3月10日以前の場合)

問い 本事業については、補助金の振込はどのタイミングで誰に対して振り込まれるのでしょうか？（リース契約の場合、リース会社が物件代金を支払うため）

- ・補助金の振込は、完了実績報告書を提出いただき、審査後、精算払請求書を提出していただいた後になります。
- リース契約の場合、「手続き代行者」ではなく、申請者としてリース会社に補助金が支払われます。

問い 耐用年数以内にリース会社より物件使用者に売却する場合、【補助事業における留意事項等について_補助事業の流れについて_取得財産の管理について】に該当するのでしょうか？

- ・耐用年数以内にリース会社より物件使用者に売却する場合、【補助事業における留意事項等について_補助事業の流れについて_取得財産の管理について】に該当します。
- ・譲渡にあたりますので、補助金の目的に反します。
- ・譲渡する場合は、事前に申請していただき、財産処分の承認を受ける必要があります。
- ・補助金相当額(残存年数納付額)等を国庫納付していただく事が、承認の条件となります。

問い 今回の補助金交付により、社会的な PR に繋がるような具体的計画を環境省または協会でお持ちでしょうか？

- ・補助金執行団体(協会)にて現時点における明確な計画はございません。
- なお、環境省の取組につきましては、承知しておりませんので環境省にお問い合わせください。